

## 函館市医療・介護連携支援センター運営業務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）が設置する函館市医療・介護連携支援センターの運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「函館市医療・介護連携支援センター」（以下「センター」という。）とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業および北海道が定める在宅医療提供体制強化事業実施要綱（以下「道実施要綱」という。）に規定する在宅医療グループ診療等運営事業を一体的に運営する機関をいう。

2 この要綱において、「医療・介護連携推進事業」とは、介護保険法第115条の4第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業のうち、医療・介護関係者による協議会の設置・運営以外の事業をいう。

3 この要綱において、「在宅医療連携拠点運営事業」とは、北海道在宅医療連携拠点指定要綱（以下「道指定要綱」という。）の規定により北海道在宅医療連携拠点として指定を受けた「函館市在宅医療連携拠点」が実施する、道指定要綱第7条各号に掲げる事業をいう。

4 この要綱において、「在宅医療グループ診療運営事業」とは、道実施要綱第1の1（3）①に規定する事業（以下「在宅医療グループ診療運営事業」という。）をいう。

### (事業の委託)

第3条 市は、第7条各号に掲げる事業および業務を、適切、公正、中立かつ効率的に実施するため、公益社団法人函館市医師会へ委託することができるものとする。

2 前項の委託を受けた公益社団法人函館市医師会（以下「受託者」という。）は、市内にセンターを1か所設置し、運営するものとする。

### (開設日、開設時間および休業日)

第4条 センターの開設日および開設時間ならびに休業日は、次の各号

に定めるとおりとする。

(1) 開設日および開設時間

月曜日から金曜日の8時30分から17時までとする。ただし、開設時間外（第2号に定める休業日を含む。）における緊急連絡に対応できるよう、電話等による連絡体制を確保すること。

(2) 休業日

ア 土曜日および日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から1月3日まで（1月1日を除く）

エ 上記アからウのほか、センター業務受託者からの申請に基づき市が承認する日

（施設・設備等）

第5条 センターを設置する施設には、市民や医療・介護関係者がセンターの設置を認識できるよう、看板を掲示すること。

2 来訪者のプライバシーに配慮した相談スペースを設けること。なお、各事業の相談対応に支障がない場合は、当該相談スペースを共用できるものとする。

3 配置職員用に、業務に必要な設備・備品を備えた事務室を設けること。

4 インターネットに接続できる環境を構築し、センターおよびセンターの周知のためホームページを開設すること。

5 相談対応業務に必要な専用の電話回線を確保すること。

6 訪問業務等のため、自動車を必要数配備するなど移動手段を確保すること。

7 上記に掲げる施設・設備に要する経費は、委託料の範囲内で実施することとする。

（職員配置）

第6条 センターには、第2条第2項から第4項の各項に規定する業務の実施にあたって、次に掲げる職員を配置するものとし、その配置基準は別表のとおりとする。

- (1) 看護師
  - (2) 社会福祉士の資格を有する医療ソーシャルワーカー
  - (3) 医療・保健福祉に係る相談援助・支援調整業務の実務経験を有するなど、第7条に規定する業務を適切に行うことができる者
  - (4) 事務職員
- 2 前項第1号および第2号に掲げる職員については、第3号に規定する実務経験を有する者または介護支援専門員の資格を併せて有する者とするよう努めることとする。
- 3 次条第2号および第3号に掲げる業務に従事する職員は、別表の配置基準に関わらず、当該業務の遂行に支障がない場合は、受託者の他の業務（センターの業務を除く。）に従事することができるものとする。

（業務の内容）

第7条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 医療・介護連携推進事業に係る以下の業務

- ア 医療・介護連携に関する相談支援
- イ 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築
- ウ 地域の医療・介護の資源の把握
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 医療・介護関係者の研修
- カ 市民への普及啓発

(2) 在宅医療連携拠点運営事業に係る以下の業務

調整担当者1名を配置し、道指定要綱第2条の基本方針に基づき、以下の業務を行う。

- ア 在宅医療に必要な連携に関する相談支援
- イ 災害時対応を含めた切れ目のない医療・介護・障がい福祉サービスの提供体制の構築
- ウ 地域の医療、介護および障がい福祉サービスに係る資源の把握
- エ 医療・介護・障がい福祉関係者の情報共有の支援
- オ 医療・介護・障がい福祉関係者の研修
- カ 市民への普及啓発

(3) 在宅医療グループ診療運営事業に係る以下の業務

調整担当者1名を配置し、道実施要綱第1の1(3)に規定する事業内容に基づく以下の業務を行う。

ア 在宅医療を担う医師等によるグループ診療体制の運営

イ 指導役となる副主治医のサポート

ウ 夜間休日不在時の代診および後方支援医療機関への入院受け入れの調整

エ 代診医および後方支援医療機関への協力金支払い事務

オ 事業運営全般に係る記録の整備

(委託料)

第8条 市は、受託者に対し、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(管理責任者)

第9条 受託者は、第7条に規定する業務の実施に当たっては、あらかじめ管理責任者を定めるとともに、事故・苦情等の緊急時に対応する体制を整備することとする。

(秘密の保持)

第10条 受託者の役員もしくはその職員またはこれらの職にあった者は、利用者等の個人情報の保護に万全を期するとともに、正当な理由なしにその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公正・中立性の確保)

第11条 センターは、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。

2 センターは、前項に定める公正および中立性の確保のため、市および函館市医療・介護連携推進協議会の意見を尊重しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。